

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	カシオ計算機株式会社			コード	6952		
提出日	2025/6/5		異動（予定）日	2025/6/27			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において独立役員である社外取締役の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	数原 英一郎	社外取締役	○													○	有	
2	倉澤 佳子	社外取締役	○													○	新任	有
3	阿部 博友	社外取締役	○													○	有	
4	原 夏代	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	数原英一郎氏は、三菱鉛筆株式会社において、長年にわたり優れた経営手腕を発揮し、同社の持続的な成長と企業価値向上のために重要な役割を果たしてきました。2023年6月に当社取締役に就任して以来、取締役会では、その豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ多角的な視点から、当社の経営全般についての非常に有用な発言・提言を随時行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。これらのことから、引き続き、当社の経営全般について助言と監督を行っていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は上記のa～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
2	該当事項なし	倉澤佳子氏は、株式会社小松製作所、一般財団法人国際開発機構及び東京海上ホールディングス株式会社において、長年にわたりサステナビリティ関連の業務に携わり、グローバルな視点から持続可能な成長に向けた企業戦略の立案や実行に貢献してまいりました。その豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ多角的な視点から、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献していただくことを期待しております。また、同氏には、取締役にご就任いたした際に、指名委員会及び報酬委員会の委員として取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献していただこうと期待しております。これらのことから、当社の社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は上記のa～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
3	該当事項なし	阿部博友氏は、総合商社において豊富な海外勤務経験や、大学院における法律分野に関する研究及び教授職の経験に基づく専門的な知識を有しております。これら専門的見地から、当社の経営全般について活発に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論、取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論においても貢献しております。これらのことから、当社の社外取締役として引き続き公正中立な第三者の立場から当社の経営全般について監査・監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は上記のa～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
4	該当事項なし	原夏代氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しております。これらの専門的見地から、当社の経営全般について活発に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献していただこうと期待しております。また、同氏には、監査等委員である取締役にご就任いたした際に、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献していただこうと期待しております。これらのことから、当社の社外取締役として公正中立な第三者の立場から当社の経営全般について監査・監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は上記のa～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社では、社外役員の独立性について、以下の事項に該当しない場合に独立性を有すると判断しております。
1. 会社法で定める社外取締役、社外監査役の資格要件を満たさない者
2. 当社及びグループ会社の主要な取引先もしくはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員等の重要な使用人。以下同）
3. 当社及びグループ会社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者
4. 当社の主要株主である者もしくはその業務執行者
5. 当社及びグループ会社が主要株主となる会社の業務執行者
6. 当社及びグループ会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に所属する者
7. 当社及びグループ会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者（役員、重要な使用人。以下同）をいう）
8. 当社及びグループ会社から多額の寄付金を受領している団体等に所属する者
9. 当社及びグループ会社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
10. 就任前3年間において上記2から9に該当していた者
11. 上記2から10のいずれかに該当する者の親族（本人の配偶者、二親等内の親族）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. 及びg. のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。